

告 示

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に香南市が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）等について次のとおり定める。

令和 4 年 12 月 16 日

香南市長 濱田 豪太

香南市建設工事競争入札参加資格審査要領

1 競争入札参加資格の延長

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までを始期として香南市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者は、その資格の有効期間（以下「有効期間」という。）の始期にかかわらず令和 6 年 3 月 31 日まで有効期間を延長する。

延長を希望しない場合は、9 による変更届を提出し、取下を行うこと。

なお、有効期間内における格付は令和 4 年 10 月 1 日を審査基準日として見直したものを令和 5 年 4 月 1 日より適用（以下「年度更新」という。）し、年度途中での格付変更は行わない。

※年度更新時、高知県外に主たる営業所を置く者にあつては、経営事項審査の年間平均完成工事高のない業種の認定を取り消す。

2 有効期間を延長する際に必要な提出書類

原則、提出の書類は要しない。ただし、営業所を受任者としている場合、委任状の期限が令和 5 年 3 月 31 日までとなっているため、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までを期限とする委任状を提出すること。

3 競争入札に参加する者に必要な資格等

1 に該当しない者で、競争入札に参加できる者は、6 の(1)に記載する審査基準日における事項について、資格審査を受け、有資格者名簿に登録された者とする。

(1) 次に掲げる事項に該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

ア 申請する業種について、建設業の許可を受けてから 1 年以上の営業年数を有しない者

イ 申請する業種について、建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

※高知県外に主たる営業所を置く者にあつては、経営事項審査の年間平均完成工事高のない業種については認定しない。

ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者

- エ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- オ 納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者。ただし、資格審査を申請する日までに完納した場合はこの限りでない。
- カ 以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - （ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
 - （イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
 - （ウ）雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条
- キ 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年香南市規則第 2 号）第 2 条第 2 項第 5 号のいずれかに該当する者

（2）資格審査事項

資格審査は、次の事項について行い、別に定める基準により土木一式工事及び建築一式工事は A～D の 4 等級に、その他については A、B の 2 等級にそれぞれ格付けする。

ア 客観的事項

経営事項審査の総合評定値

イ 発注者別評価項目

工事の内容に関する評価項目及び社会性を評価する評価項目について、別に基準を定め審査を行う。

（3）受任者の取扱い

ア 市内営業所を受任者とする申請については、平成 28 年度以前より継続して市内営業所を受任者としている申請以外は受付を行わない。

イ 申請できる営業所は 1 営業所（主たる営業所を含む）のみとする。

※業種毎に複数の営業所への受任は認めない。また、いずれかの営業所を受任者とする申請をする場合は、主たる営業所での同時申請は認めない。

4 追加受付による申請に必要な提出書類

香南市ホームページに掲載した様式を使用し申請すること。

提出書類は全て A 4 サイズで 1 部ずつ作成し、（2）シ、（1）、（2）ア～サの順番に並べ、クリアファイル（無色透明）に入れて提出すること。ホッチキス留め、インデックスの貼付はしないこと。

（1）香南市建設工事競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

（2）添付書類

ア 建設業許可通知書又は証明書の写し

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 主たる営業所の納税証明書（写し可）

（ア）	国	税	法	人	事	業	者	証	明	書	の	種	類	「その 3 の 3」	} 「その 3」でも可
														「その 3 の 2」	

（イ）都道府県税 税の滞納がないことの証明書

- (ウ) 市区町村税 税の滞納がないことの証明書
- ※各審査基準日直前3カ月以内のものを提出すること。
 - ※香南市内の営業所を受任者とする場合は、香南市税の納税証明書も提出すること。
 - ※東京23区に主たる営業所を有する法人の場合は、(イ)(ウ)にかえて、「法人都民税」「法人事業税」の納税証明書を提出すること。
- エ 法人の場合は「登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）」、
個人の場合は代表者の「身分証明書」の写し
- オ 年間委任状（いずれかの営業所を受任者とする場合のみ。任意様式）
- カ 建設業許可申請書 様式第一号別紙二（営業所の一覧表）の写し
- ※営業所における許可業種が記載されているものであればその他のものでも可
 - ※いずれかの営業所を受任者とする者のみ提出
- キ 建設業許可申請書 様式第七号（経營業務の管理責任者証明書）の写し
- ※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出
- ク 建設業許可申請書 様式第八号（専任技術者証明書）の写し
- ※審査基準日時点での申請業種すべての営業所専任技術者がわかるもの
 - ※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出
- ケ 申請書項番16「建設業に従事する職員一覧表」に記載の各技術職員が保有している資格の免状・証明書等の写し
- ※香南市内に主たる営業所を置く者のみ提出
- コ 経営事項審査時には社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入であった事業者が、資格審査時に加入している場合は、その加入を証する以下の資料。
- (ア) 健康保険・厚生年金保険については、申請時直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し又は「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等
 - (イ) 雇用保険については、申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し等
- サ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- シ 提出書類チェックリスト

5 提出方法

郵送（配達記録が残るものに限る）又は持参

※新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送による提出を推奨

6 受付期間及び有効期間

(1) 追加受付

審査基準日	受付期間	有効期間の始期
令和5年 3月 1日	令和5年 3月 1日 ～ 令和5年 3月15日	令和5年 4月 1日
令和5年 6月 1日	令和5年 6月 1日 ～ 令和5年 6月15日	令和5年 7月 1日
令和5年 9月 1日	令和5年 9月 1日 ～ 令和5年 9月15日	令和5年10月 1日
令和5年12月 1日	令和5年12月 1日 ～ 令和5年12月15日	令和6年 1月 1日

- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、受付を行わない。
- (3) 入札参加資格の有効期間は、有効期間の始期にかかわらず令和6年3月31日までとする。
- (4) 有効期間内に申請業種の追加を行う場合は、上記(1)の追加受付時に「競争入札参加資格業種追加審査申請書」を提出すること。
- ただし、審査基準日において、追加を希望する営業所で資格に対応する建設業の許可を受けてから1年以上の営業年数を有することを条件とする。

7 提出先・問合せ先

〒781-5292
高知県香南市野市町西野 2706 番地
香南市役所 住宅管財課管財係
TEL (0887) 57-7536

8 資格審査申請受付状況の確認

受付票の送付を希望する場合は、受付票(任意様式)と返信用封筒又は返信用はがきを添付すること。

※電話、メール等により受付状況を個別に問い合わせしないこと。

9 申請内容の変更等

有資格者名簿に登録された者(以下「有資格者」という。)は、申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届に市が別に指定する添付書類を添えて提出しなければならない。ただし、年度途中での業種の追加は、6の(4)により受け付ける。

※建設業許可通知書及び経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の更新による提出は不要

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地又は住所
- (3) 代表者又は受任者の職名、氏名
- (4) 電話番号、FAX 番号
- (5) 経營業務の管理責任者及び営業所専任技術者
※香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ該当
- (6) 技術職員(主任技術者・監理技術者等)及び現場代理人の追加、変更、削除
※香南市内に主たる営業所を置く者のみ該当
- (7) (1) から (5) までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

10 資格の取消し

市長は、有資格者名簿に登録された者が次のいずれかに該当する場合は、その資格を取り消すものとする。

- (1) 審査基準日以後に2の(1)ア～キに該当することとなった場合。
- (2) 有資格者名簿に登録された者が申請書及び添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合。
- (3) 入札参加資格を辞退した場合。

1.1 指名停止等

市長は、有資格者名簿に登録された者について業務に関し不誠実、法令違反等の行為があった場合は「香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱」第2条第1項の規定により指名停止を行うものとする。

1.2 会社組織の変更等

次の場合は、変更の事由が生じたその翌日を審査基準日とみなし、有資格者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められる場合は、有資格者名簿に登録するものとする。

- (1) 有資格者と他の有資格者又は有資格者名簿に登録されていない者（以下「無資格者」という。）が合併した場合
- (2) 有資格者である個人が法人組織に変更した場合
- (3) 有資格者又は無資格者が他の有資格者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合
- (4) 有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した場合

1.3 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を市長に報告することとし、この場合において、有資格者の申請により資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った場合
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った場合
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続開始の申立てを行った場合

1.4 その他

申請書等への記入事項の未記入や添付すべき書類に不備がある場合は、有資格者名簿への登録を行わない。

資格審査申請に必要な提出書類

○…必ず提出

△…該当する場合に提出

提出書類	市内本店	市内営業所	その他	備考
提出書類チェックリスト	○	○	○	
建設業許可通知書(証明書)の写し	○	○	○	審査基準日時点で有効であり、かつ最新のもの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	○	○	○	審査基準日時点で有効であり、かつ最新のもの
国税の納税証明書	○	○	○	主たる営業所所在地の税務署が発行する税の滞納がないことの証明書。法人の場合は【その3の3】、個人の場合は【その3の2】(「その3」でも可)
都道府県税の納税証明書	○	○	○	主たる営業所所在地の都道府県が発行する税の滞納がないことの証明書
市区町村税の納税証明書(個人の場合、国保税も含む)	○	○	○	主たる営業所所在地の市区町村が発行する税の滞納がないことの証明書 ※香南市内の営業所等を受任者とする場合は、香南市税の納税証明も必要
登記事項証明書(法人の場合) 身分証明書(個人の場合)	○	○	○	【法人】地方法務局(本局及び支局)で発行される現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 【個人】本籍地のある市区町村で発行される身分証明書
年間委任状	—	○	△	任意様式(参考様式あり)
建設業許可申請書様式第一号別紙二(営業所の一覧表)の写し	—	○	△	委任先がある場合に提出 ※委任する営業所における許可業種が記載されているものであれば様式第一号別紙二以外のものでも可
建設業許可申請書様式第七号(経営業務の管理責任者証明書)の写し	○	○	△	香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出
建設業許可申請書様式第八号(専任技術者証明書)の写し	○	○	△	審査基準日時点での申請業種すべての営業所専任技術者がわかるもの 香南市内に主たる営業所を置く者及び香南市内の営業所を受任者とする者のみ提出
「建設業に従事する職員一覧表」に記載の技術職員が保有している資格の免状・証明書等の写し	○	—	—	香南市内に主たる営業所を置く者のみ提出
社会保険等の加入を証する資料	△	△	△	経営事項審査時点では未加入だった場合に提出 ※健康保険・厚生年金保険 「領収書又は納入証明書」、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し等 ※雇用保険 「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及び申告した保険料の「領収済通知書」等
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	○	○	○	